

(別表2)

## 品目別規則が全ての品目に対して定められていない場合

経済連携協定	品目別規則	品目別規則が定められていない場合に適用される規定
アセアン包括協定	附属書2	第26条1
スイス協定	附属書2付録1	附属書2第4条1
ベトナム協定	附属書2	第26条1
インド協定	附属書2	第29条1
米国協定	附属書I第C節 第2、3款	附属書I第C節第3款

(別表3)

## 附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料の扱い

経済連携協定	附属品等の扱い	小売用包装材料の扱い	船積み用こん包材料の扱い
メキシコ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
マレーシア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。
チリ協定	考慮しない。	考慮しない。	考慮しない。
タイ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
インドネシア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。
ブルネイ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。

アセアン包括協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
フィリピン協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。
スイス協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
ベトナム協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
インド協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
ペルー協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
オーストラリア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
モンゴル協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
TPP11協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
EU 協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
米国協定	原産材料又は非	考慮しない。	考慮しない。

	原産材料として考慮する。		
英国協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
RCEP 協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。

(別表 4)

繊維製品の規則の適用

経済連携協定	運用上の手続規則
マレーシア協定	マレーシア運用上の手続規則別紙 4
タイ協定	タイ運用上の手続規則別紙 7
インドネシア協定	インドネシア運用上の手続規則別紙 4
ブルネイ協定	ブルネイ運用上の手続規則別紙 4
フィリピン協定	フィリピン運用上の手続規則別紙 6
モンゴル協定	モンゴル運用上の手続規則別紙 3

(別表 5)

適宜確認を行う関係書類

経済連携協定	適宜確認を行う関係書類の例
マレーシア協定	マレーシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類
タイ協定	タイ運用上の手続規則別紙 6 に掲げる書類
インドネシア協定	インドネシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類
ブルネイ協定	ブルネイ運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類
フィリピン協定	フィリピン運用上の手続規則別紙 5 に掲げる書類

## 各協定の付加価値基準に係る主要項目一覧

	一般特惠原産地規則	シンガポール特惠原産地規則	メキシコ特惠原産地規則 <sup>※</sup>
原産割合等の計算方式	$\text{非原産品割合} = \frac{\text{非原産材料の価格}}{\text{物品の価格}} \times 100$ が一定割合以下の場合に原産資格を認定	$\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産資格価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定	$\text{域内原産割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定
製品の価額	FOB価格	FOB価額	FOB価額
非原産材料の価額	CIF価格	CIF価額	CIF価額
非原産材料価額等の計算	—	非原産資格価額＝すべての材料価額の総額－すべての材料の原産資格価額	非原産材料価額＝製品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額の合計
非原産材料の価額が不明な場合	特惠受益国において対価として支払われたことを確認することができる最初の支払いに係る価格	確認可能な最初の買手から売手に支払われる非原産材料に係る支払価格	

	マレーシア特惠原産地規則	チリ特惠原産地規則	
原産割合等の計算方式	$\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定	(控除方式) $\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定	(積上げ方式) $\text{原産資格割合} = \frac{\text{原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定
製品の価額	FOB価額	FOB価額	FOB価額
非原産材料の価額	CIF価額	CIF価額	—
非原産材料価額等の計算	非原産材料価額＝製品の生産に使用されるすべての非原産材料の価額の合計	非原産材料価額＝製品の生産に使用されるすべての非原産材料の価額の合計	—
非原産材料の価額が不明な場合	締約国の領域における確認可能な最初の支払いに係る価額 但し、締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び締約国の領域において要する他の費用を除外することができる。	締約国の領域における確認可能な最初の支払いに係る価額 但し、締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び締約国の領域において要する他の費用を除外することができる。	—

	スイス特惠原産地規則	ベトナム特惠原産地規則	タイ特惠原産地規則
原産割合等の計算方式	$\text{非原産材料の割合} = \frac{\text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合を超えない場合に原産資格を認定	$\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{物品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定	$\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定
製品の価額	EXW価額	FOB価額	FOB価額
非原産材料の価額	CIF価額	CIF価額	CIF価額
非原産材料価額等の計算	非原産材料価額＝製品の生産に使用された非原産材料の最大の価値	非原産材料価額＝製品の生産に使用されるすべての非原産材料の価額の合計	非原産材料価額＝製品の生産に使用されるすべての非原産材料の価額の合計
非原産材料の価額が不明な場合	締約国の関税地域における確認可能な最初の支払いに係る価額 ただし、締約国の関税地域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び締約国の関税地域において要する他の費用を除外することができる。	締約国の領域における確認可能な最初の支払いに係る価額 但し、締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び締約国の領域において要する他の費用を除外することができる。	締約国の領域における確認可能な最初の支払いに係る価額 但し、締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び締約国の領域において要する他の費用を除外することができる。

※製品の生産者は、域内原産割合を用いたメキシコ品目別規則の域内原産割合の決定に当たり、メキシコ協定第26条の規定により、自己生産の材料を同条に規定する中間材料として指定することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「IM」と表示される。

ただし、当該中間材料の域内原産割合は45%以上でなければならない。この場合において、当該中間材料の価額は、メキシコ統一規則の附属書1に規定されるとおり、租税関係報告、財務関係報告、社内管理、財務計画等、企業の社内管理で用いられる方法を用いることができるが、メキシコ協定第4章の規定の脱法行為を目的とすると認められる場合には、合理的な方法とはみなされないため、留意する。

	インドネシア特惠原産地規則	ブルネイ特惠原産地規則	アセアン包括特惠原産地規則
原産割合等の計算方式	$\frac{\text{製品の価額}-\text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定	$\frac{\text{製品の価額}-\text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定	$\frac{\text{製品の価額}-\text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定
製品の価額	FOB価額	FOB価額	FOB価額
非原産材料の価額	CIF価額	CIF価額	CIF価額
非原産材料価額等の計算	非原産材料価額＝製品の生産に使用されるすべての非原産材料の価額の合計	非原産材料価額＝製品の生産に使用されるすべての非原産材料の価額の合計	非原産材料価額＝製品の生産に使用されるすべての非原産材料の価額の合計
非原産材料の価額が不明な場合	締約国の領域における確認可能な最初の支払いに係る価額 但し、締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び締約国の領域において要する他の費用を除外することができる。	締約国の領域における確認可能な最初の支払いに係る価額 但し、締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び締約国の領域において要する他の費用を除外することができる。	締約国の領域における確認可能な最初の支払いに係る価額 但し、締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び締約国の領域において要する他の費用を除外することができる。

	フィリピン特惠原産地規則	インド特惠原産地規則	
原産割合等の計算方式	$\frac{\text{製品の価額}-\text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定	(控除方式) $\frac{\text{製品の価額}-\text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定	(積上げ方式) $\frac{\text{原産材料価額}+\text{直接労務費}+\text{直接経費}+\text{利益}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定
製品の価額	FOB価額	FOB価額	FOB価額
非原産材料の価額	CIF価額	CIF価額	—
非原産材料価額等の計算	非原産材料価額＝製品の生産に使用されるすべての非原産材料の価額の合計	非原産材料価額＝製品の生産に使用されるすべての非原産材料の価額の合計	—
非原産材料の価額が不明な場合	締約国の領域における確認可能な最初の支払いに係る価額 但し、締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び締約国の領域において要する他の費用を除外することができる。	締約国の領域における確認可能な最初の支払いに係る価額 但し、締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び締約国の領域において要する他の費用を除外することができる。	—

	ペルー特惠原産地規則	オーストラリア特惠原産地規則
原産割合等の計算方式	$\frac{\text{製品の価額}-\text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定	$\frac{\text{製品の価額}-\text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定
製品の価額	FOB価額	FOB価額
非原産材料の価額	CIF価額	CIF価額
非原産材料価額等の計算	非原産材料価額＝製品の生産に使用されるすべての非原産材料の価額の合計	非原産材料価額＝製品の生産に使用されるすべての非原産材料の価額の合計
非原産材料の価額が不明な場合	締約国の領域における確認可能な最初の支払いに係る価額 但し、締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び締約国の領域において要する他の費用を除外することができる。	締約国の領域における確認可能な最初の支払いに係る価額 但し、締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び締約国の領域において要する他の費用を除外することができる。

モンゴル特惠原産地規則		
原産割合等の計算方式	(控除方式) $\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定	(積上げ方式) $\text{原産資格割合} = \frac{\text{原産材料価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定
製品の価額	FOB価額	FOB価額
非原産材料の価額	CIF価額	—
非原産材料価額等の計算	非原産材料価額＝製品の生産に使用されるすべての非原産材料の価額の合計	—
非原産材料の価額が不明な場合	締約国の領域における確認可能な最初の支払いに係る価額 但し、締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び締約国の領域において要する他の費用を除外することができる。	—

TPP11特惠原産地規則			
原産割合等の計算方式	(重点価額方式) $\text{域内原産割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額 (特定の材料のみ)}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定	(控除方式) $\text{域内原産割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定	(積上げ方式) $\text{域内原産割合} = \frac{\text{原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定
製品の価額	FOB価額	FOB価額	FOB価額
非原産材料の価額	CIF価額	CIF価額	—
非原産材料価額等の計算	非原産材料価額＝製品の生産において使用される特定の非原産材料(原産地不明の材料を含む)の価額の合計	非原産材料価額＝製品の生産において使用される非原産材料(原産地不明の材料を含む)の価額の合計	—
非原産材料の価額が不明な場合	締約国の領域における確認可能な最初の支払いに係る価格		—

	TPP11特惠原産地規則	EU 特惠原産地規則	
原産割合等の計算方式	(純費用方式) $\text{域内原産割合} = \frac{\text{純費用} - \text{非原産材料価額}}{\text{純費用}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定	(非原産材料使用割合方式) $\text{非原産材料使用割合} = \frac{\text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以下の場合に原産資格を認定	(控除方式) $\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定
製品の価額	—	EXW価額	FOB価額
非原産材料の価額	CIF価額	CIF 価額	CIF価額
非原産材料価額等の計算	非原産材料価額＝製品の生産において使用される非原産材料(原産地不明の材料を含む)の価額の合計	非原産材料価額＝製品の生産において使用される非原産材料(原産地不明の材料を含む) 価額の合計	非原産材料価額＝製品の生産において使用される非原産材料(原産地不明の材料を含む) 価額の合計
非原産材料の価額が不明な場合	締約国の領域における確認可能な最初の支払いに係る価格	締約国において非原産材料に対して支払われた最初に確認することができる価額	

英国特惠原産地規則		
原産割合等の計算方式	(非原産材料使用割合方式) $\text{非原産材料使用割合} = \frac{\text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以下の場合に原産資格を認定	(控除方式) $\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定
製品の価額	EXW価額	FOB価額
非原産材料の価額	CIF 価額	CIF 価額
非原産材料価額等の計算	非原産材料価額＝製品の生産において使用される非原産材料(原産地不明の材料を含む) 価額の合計	非原産材料価額＝製品の生産において使用される非原産材料(原産地不明の材料を含む) 価額の合計
非原産材料の価額が不明な場合	締約国において非原産材料に対して支払われた最初に確認することができる価額	

RCEP 特惠原産地規則		
原産割合等の計算方式	(控除方式) $\text{域内原産割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定	(積上げ方式) $\text{域内原産割合} = \frac{\text{原産材料価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益} + \text{他の費用}}{\text{製品の価額}} \times 100$ が一定割合以上の場合に原産資格を認定
製品の価額	FOB価額	FOB価額
非原産材料の価額	CIF 価額	—
非原産材料価額等の計算	非原産材料価額＝製品の生産において使用される非原産材料(原産地不明の材料を含む) 価額の合計	—
非原産材料の価額が不明な場合	締約国において得られる材料については、確認可能な最初に支払われた又は支払われるべき価額	